

## 質物保管設備の基準に関する規程

平成15年12月16日  
公安委員会告示第45号

### (設置場所)

第1条 保管設備は、営業所の存する敷地と同一の敷地内に設けなければならない。

ただし、やむを得ない場合は、当該敷地に近接する敷地内に設けることができる。

### (規模及び構造)

第2条 保管設備は、営業の内容に応じ、適切な規模及び構造としなければならない。

### (防湿措置)

第3条 保管設備には、その壁及び床を板張りとする等防湿の措置を講じなければならない。

### (耐火性能に関する基準)

第4条 保管設備の主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）は、同条第7号に規定する耐火構造又はこれと同等以上の性能を有すると山口県公安委員会が認めるものとしなければならない。

2 保管設備の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備（防火戸に限る。）を設けなければならない。

### (侵入防止に関する基準)

第5条 保管設備の出入口及び窓には、当該保管設備への侵入を防止するため、施錠装置を有する鉄製の戸等を設けなければならない。

2 保管設備には、ねずみの侵入を防止する設備を設けなければならない。

3 保管設備には、非常ベルその他の非常警報設備を設けなければならない。

### (仮保管設備に係る基準の特例)

第6条 質屋が保管設備の補修、建替え等のため設ける仮設の保管設備であって使用開始の日から2年を経過しないもの（以下「仮保管設備」という。）については、第1条及び前条第2項の規定は、適用しない。

2 火災報知設備が設けられている仮保管設備については、第4条第2項の規定は、適用しない。